

# 市内間でお引っ越しされた時（転居）

☎ 長崎市コールセンター「あじさいコール」

095-822-8888（長崎市役所代表）



※内容は令和7年1月現在の代表的なものです。下記以外にも手続きが必要な場合があります。  
※市民サービスコーナーでは、これらの手続きは行っていません。

✓欄	手続き内容	対 象	手続き窓口	手続きに必要な物
	転居届 (住民異動届)	転居者	地域センター、 事務所、地区事務所	届出人の本人確認書類、 外国籍のかたは在留カード等（転居者全員分） ※代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です
	マイナンバーカード 住民基本台帳カード の住所変更	カード所有者 (顔写真付きのカードのみ)	地域センター、事務所	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ※1 暗証番号が必要です ※2 署名用電子証明書は、住所や氏名が変更になると失効しますので、再度発行の手続きを行ってください
	国民健康保険被保険者証の住所変更	国民健康保険加入者	地域センター、 事務所、地区事務所	被保険者証、資格情報のお知らせ、資格確認書または限度額適用認定証等をお持ちの場合はご持参ください
	介護保険被保険者証等の住所変更	介護保険被保険者		介護保険被保険者証 介護保険負担割合証等（お持ちのかたのみ）
	公的年金受給権者住所変更届（企業年金、個人年金を除く）	住民票以外の住所を送付先として設定中の年金受給者	地域センター、 事務所、地区事務所	基礎年金番号のわかるものまたはマイナンバーが確認できるもの ※厚生年金については 長崎南年金事務所（☎825-8707） 長崎北年金事務所（☎861-1354）へ
	自治会への加入	転居者	地域センター、自治振興課 ※市のホームページからも手続きできます	居住先により入会する自治会が異なります 詳しくは、自治振興課（☎829-1134）へお尋ねください
	後期高齢者医療被保険者証等の住所変更	後期高齢者医療保険加入者	地域センター、 事務所、地区事務所	被保険者証又は資格確認書、限度額適用認定証等（お持ちのかたのみ）、マイナンバーが確認できるもの ※後日、新しい資格確認書を郵送します
	被爆者健康手帳及び手当証書の住所変更	被爆者健康手帳所持者	地域センター	手帳、手当証書
	第一種健康診断受診者証の住所変更	第一種健康診断受診者証所持者		第一種健康診断受診者証
	第二種健康診断受診者証、被爆体験者精神医療受給者証の住所変更	第二種健康診断受診者証、被爆体験者精神医療受給者証所持者	地域センター、 事務所、地区事務所	第二種健康診断受診者証、被爆体験者精神医療受給者証
	児童手当の養育申立書、消滅届、認定請求書	(養育申立書) 児童と別居となった受給者 (消滅届) 児童を監護しなくなった受給者 (認定請求書) 新たに児童を監護することになった保護者 ※受給者と児童が揃って転居した場合は手続き不要です	地域センター 事務所、地区事務所	(養育申立書) 特にありません (消滅届) 特にありません (認定請求書) 請求者の保険者がわかるもの（共済のみ）、請求者名義の普通預金通帳、請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの ※転居日の翌日から15日以内に届出が必要ですよ
	子ども福祉医療受給者証の住所変更届	受給者または対象児童		福祉医療費受給者証

【注意】 ○マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスで、変更後の内容の各種証明書を取得できるのは、届出日の翌日からです。

○本人通知制度に登録されているかたは、届出が必要です。

(つづき)

欄	手続き内容	対 象	手続き窓口	手続きに必要な物
	ひとり親家庭福祉医療受給者証の住所変更届	受給者 または対象児童	地域センター、事務所	福祉医療費受給者証
	児童扶養手当の住所変更届			児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当の住所変更届			特にありません
	小児慢性特定疾病医療受給者証の住所変更	受給者	地域センター、事務所	小児慢性特定疾病医療受給者証
	育成医療（自立支援医療）受給者証の住所変更			自立支援医療受給者証（育成医療）
	未熟児養育医療券の住所変更			養育医療券
	保育所及び認定こども園の転園申込	保育所及び認定こども園入所児童	地域センター、事務所	特にありません
	幼稚園の転園手続き	幼稚園入園児童	各幼稚園	各幼稚園へお尋ねください
	障害者手帳の住所変更	障害者手帳所持者	地域センター、事務所	手帳
	福祉医療受給者証の住所変更	障害者手帳所持者のうち該当者		受給者証
	障害福祉サービス・通所受給者証・地域生活支援事業受給者証の住所変更	障害者手帳所持者のうち該当者または同等の該当者（難病のかた含む）	地域センター、事務所	各受給者証
	生活保護の変更申請	生活保護受給者	生活福祉1・2課(市役所4階)、東・南・北総合事務所地域福祉課	生活福祉1・2課(☎ 829-1144)、東総合事務所地域福祉課(☎ 894-1247)、南総合事務所地域福祉課(☎ 898-7860)、北総合事務所地域福祉課(☎ 814-3400)へお尋ねください
	上下水道の使用開始・廃止	上下水道使用者	料金受付センター(市役所4階、☎829-1207)	[口座振替申込を行う場合] 預金通帳、金融機関への届出印 ※一部の金融機関においては、WEBによる口座振替申込が可能です
	ごみの処理(搬入券の入手)	自分で処理場(東工場・西工場・三京クリンラント)に搬入したいかた	地域センター、事務所、地区事務所	特にありません
	小中学校転校手続	市立小中学校に通う児童生徒	通学中の学校及び指定された学校	通学中の学校へ、転入学届(転居届時に交付)を提示 指定された学校へ、転入学届(転居届時に交付)、在学証明書、教科用図書給与証明書(通学中の学校が交付)を提出
	し尿汲取りの開始・廃止	し尿汲取り利用者	地区別し尿業者へ電話連絡	特にありません
	粗大ごみの処理	粗大ごみを処分したいかた	長崎市環境整備事業協同組合(☎801-2200) ※令和7年3月末までは香焼・伊王島・高島・野母崎・外海・池島・三和・琴海地区については地区別委託業者	特にありません
	市営住宅の明渡や名義人の変更、同居者の転出や同居する手続	市営住宅居住者	長崎市営住宅指定管理者(☎829-2989、☎829-2991) (市役所18階、三重地域センター1階、三和地域センター2階) ※令和7年4月1日以降は指定管理者が変更となります。(☎829-2991)	「入居のしおり」をご確認いただき、指定管理者へお尋ねください。